商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型<決済用>

(平成31年4月1日現在)

本 日 &	P.C.公日士运时入师和自刑 / 油汝田 \
商品名	・成年後見支援貯金無利息型<決済用>
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指
	示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法	
(1) 預入方法	・当会の口座開設店(所)窓口でのみ、預入できます。
(2) 預入金額	・1円以上
(3) 預入単位	・1円単位
払戻方法	
(1) 払戻方法	・当会の口座開設店(所)窓口でのみ、払戻しできます。
	・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。
(2) 払戻金額	・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。
(3) その他	・公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できま
	せん。
利 息	・無利息となります。
手 数 料	・定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当会所定の手数
	料(取扱手数料および振込手数料)がかかります。
付加できる特約事項	・定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」
	の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。
	※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・
	振替するもの。
貯金保険制度	・貯金保険制度により全額保護されます。
(公的制度)	
世は加州県ようとで	 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきまし
苦情処理措置および	ては、営業日の9時から17時までに当会資金部営業班(電話:0
紛争解決措置の内容	19-626-8726)、またはリスク管理部(電話:019-6
	26-8707)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦
	情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等
	の解決を図ります。
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、
	苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を
	利用できます。上記当会リスク管理部またはJAバンク相談所にお
	申し出ください。
	仙台弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。
	上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる	・1人1口座とします。
事項	キャッシュカードは発行いたしません。
	・ATM(現金自動貯払機)を利用した入金と記帳のみお取扱いが可能です。
	当会の口座開設店(所)窓口でのお取り扱いに限定いたします。
	・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月17日
	まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させ
	ていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。